

いきいき農村基盤整備事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、農村地域において、国庫補助事業による基盤整備の対象とならない小規模な地区について、営農の継続を通じて農業・農村の維持・発展を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな基盤整備を行い、農作業の効率化や耕作放棄の防止等に資する、いきいき農村基盤整備事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、いきいき農村基盤整備事業とは、別表の事業種類の欄に規定する事業を行う事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 1地区当たりの受益者が農業者2者以上であること。
- (2) 1地区当たりの事業費の合計額が別表の事業費の欄に規定する額の範囲内であること。

2 平地地域（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4の1に定める対象地域以外の地域）において事業を実施するときは、前項(1)及び(2)に該当する他、次の要件のいずれかに該当すること。ただし、別表の事業(11)及び(12)を実施する場合を除く。

- (1) 農地の高度化利用（高収益作物の導入等）を図ること。
- (2) 農地中間管理機構又は地域農業マスタープランの中心経営体による担い手への農地集積の推進を図ること。

3 別表の事業(11)及び(12)を実施するときは、第1項(1)及び(2)に該当する他、次の要件のいずれにも該当すること。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第32条第1項第1号及び第2号に規定する農地又は農業委員会がこれに相当すると認めた農地であること。
- (2) 事業完了後、5年以上耕作することが確実な農地であること。

(事業の実施区域)

第3 事業を実施することができる区域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（以下「農用地区域」という。）とする。

(事業実施主体)

第4 事業の実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 市町村
- (2) 土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会
- (3) 農地中間管理機構
- (4) 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人
- (5) 多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）（以下「多面的実施要綱」という。）別紙5に規定する広域活動組織及び別紙6に規定する活動組織（以下「多面的活動組織」という。）

(事業の採択の申請等)

- 第5 事業の採択の申請（以下「採択申請」という。）をしようとする者は、広域振興局長（以下「局長」という。）が別に定める期日までに、事業採択申請書（様式第2号）及び局長が必要と認めた書類に地区ごとに作成したいきいき農村基盤整備計画（様式第1号）（以下「整備計画」という。）を添付し、局長に提出するものとする。
- 2 局長は、前項の規定により採択申請があったときは、提出された書類の審査を行い、農村建設課総括課長（以下「課長」という。）と協議の上、採択すべきものと認めたときは、採択申請を行った者に事業採択通知書（様式第3号）を交付するものとする。
- 3 農地所有適格法人が事業実施主体となる場合は、法人設立登記事項証明書、定款の写し及び局長による経営状況の調査報告（参考様式第1号）を添付し、課長と協議するものとする。
- 4 多面的活動組織のうち、広域活動組織が事業実施主体となる場合は、多面的実施要綱別紙5第4に規定する協定書及び運営委員会規則の写しを添付し、また、活動組織が事業実施主体となる場合は、多面的実施要綱別紙6第3に規定する規約の写しを添付し、課長と協議するものとする。

(事業の変更)

- 第6 事業実施主体は、第5第2項の規定により採択された事業（以下「採択事業」という。）について、知事が別に定める重要な変更をする場合には、あらかじめ、事業変更申請書（様式第4号）及び局長が必要と認める書類に変更後の整備計画を添付して局長に提出し、局長の承認を受けなければならない。
- 2 局長は、前項の規定により承認の申請があったときは、提出された書類の審査を行い、課長と協議の上、承認すべきものと認めたときは、承認を決定し、事業実施主体に事業変更承認通知書（様式第5号）を交付するものとする。

(事業の達成状況の報告)

- 第7 事業実施主体は、採択事業の完了後、速やかに、採択事業の達成状況について事業達成状況報告書（様式第6号）により、局長に報告しなければならない。

(事業の成果の報告)

- 第8 事業実施主体は、採択事業の完了後5年間、採択事業の成果について、毎年3月末日までに事業成果報告書（様式第7号）及び局長が必要と認める書類により局長に報告しなければならない。この場合において、事業実施主体は、営農が継続されていない等、採択事業の成果が発揮されていないと認められる場合は、対応策を併せて局長に報告しなければならない。
- 2 局長は、必要と認められる場合は、事業実施主体に対し、事業完了後5年を経過した後であっても事業の成果について報告を求めることができるものとする。

(定額補助の積算)

- 第9 別表の定額補助に掲げる事業に係る補助額は、当該事業に係る受益面積（施工対象の耕地面積をいう。）又は施工延長に補助単価を乗じて得た額又は当該事業に係る事業費のいずれか低い額の合計額以内の額とする。

(その他)

第11 事業実施主体は、採択事業の実施に当たっては、水土里情報システム等の利活用を図ることにより、事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

2 事業実施主体は、工事の請負契約を原則として一般競争入札又は複数の業者による競争見積等に付するものとする。

また、事業費単価の低減に努めるとともに、契約の手續等の公正性及び透明性を図るものとする。

3 局長は、事業実施主体に対し、採択事業の適正かつ円滑な推進のために必要な技術的な助言等を行うものとする。

(補則)

第12 この要領に定めるもののほか、いきいき農村基盤整備事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別表

区分	事業種類	補助単価	事業内容	事業費
定額 補助	(1) 田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	10 万円/10 a	畦畔除去、均平作業等による区画拡大	50 万円以上 200 万円未満 の範囲内
	(2) 田の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	20 万円/10 a	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大	
	(3) 畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	10 万円/10 a	畦畔除去、勾配修正等による区画拡大	
	(4) 畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	20 万円/10 a	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、勾配修正等による区画拡大	
	(5) 暗渠排水の整備	15 万円/10 a	吸水渠（本暗渠管）の間隔が 10m 以下の暗渠排水の新設	
	(6) 湧水処理施設の整備	15 万円/100m	湧水処理のための暗渠管等の新設	
	(7) 末端畑地かんがい施設の整備（施行場所が樹園地であるものに限る。）	30 万円/10 a	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更	
	(8) 末端畑地かんがい施設の整備（(7)に掲げるものを除く。）	20 万円/10 a		
	(9) 客土の搬入及び整地	10 万円/10 a	耕土深 15cm 以下の農用地を対象に、層厚 10cm 以上の客土	
	(10) 石礫の除去	20 万円/10 a	30mm 以上の石礫を 5% 以上含む農用地を対象に、深度 30cm 以上の除礫	
定率 補助	(11) 耕作放棄防止（発生防止）	2 万円/10 a	農地の障害物除去、整地	200 万円未満
	(12) 耕作放棄防止（土壌改良）	2.5 万円/10 a	障害物除去等がなされた農地における土壌改良	
定率 補助	(13) 耕作道	—	耕作道（敷砂利）の新設、拡幅、補修	100 万円以上 200 万円未満 の範囲内
	(14) 農業用排水施設	—	農業用排水施設の新設、廃止又は変更	
	(15) 土層改良	—	客土、混層耕、石礫除去、心土破碎及び土壌改良	
	(16) 特認事業	—	知事が特に必要と認めるもの（別途協議のこと）	